

# 宜野湾ベイサイド情報センター入居企業募集要項

宜野湾市は、宜野湾ベイサイド情報センターの企業入居用施設（部屋番号3-2・4-3）への入居企業を下記のとおり公募いたします。

## 1. 公募施設および入居対象企業

### (1) 公募施設

#### ①IT オフィス 3-2

【所 在】 宜野湾市宇地泊三丁目7番1号 宜野湾ベイサイド情報センター  
部屋番号3-2（3階）※別紙平面図参照

【面 積】 157.57 m<sup>2</sup>

（従業員数の目安としては、30～40人規模のオフィスとなります）

※一人当たりの面積を約4 m<sup>2</sup>～5 m<sup>2</sup>として計算しています。

【賃 料】 月額 298,300 円（消費税込）

#### ②IT オフィス 4-3

【所 在】 宜野湾市宇地泊三丁目7番1号 宜野湾ベイサイド情報センター  
部屋番号4-3（4階）※別紙平面図参照

【面 積】 98.26 m<sup>2</sup>

（従業員数の目安としては、20～25人規模のオフィスとなります）

※一人当たりの面積を約4 m<sup>2</sup>～5 m<sup>2</sup>として計算しています。

【賃 料】 月額 186,100 円（消費税込）

【設 備】 IT オフィス 3-2・4-3 共通

電 源：情報機用電源はフリーアクセスフロア下面に設置。生活器具用電源は壁面に設置、非常用電源は無し

空 調：冷房、換気扇設置

警 備：オートロック、自動警備（24時間出入り可能）

その他：光熱水費等は実費負担

ごみ処理費用（委託業者への支払い）実費負担

会議室、化粧室は各階共用

駐車場なし

（当施設の駐車場は一般利用者専用のため、入居企業につきましては

近隣の民営（有料）駐車場を別途契約していただいております）

## (2) 入居対象企業

以下の全てに該当することを要件とします。

①沖繩振興特別措置法第三条第六号及び八号に規定する情報通信産業及び情報通信技術利用事業（下記参照）を主たる事業として営む企業

※「主たる事業」については、申込書類等で情報通信産業及び情報通信技術利用事業を目的とする企業かどうかを判断させていただきます。

②入居申込時点で、すでに会社を設立し、かつ法人登記がなされた企業

③入居許可の決定通知後、30日以内に入居を契約し、かつ、入居可能な企業

④当施設への入居歴が無い企業、または現在当施設に入居している企業のうち、施設内移転歴がない企業（移転歴がある企業は応募不可）

### 沖繩振興特別措置法第三条第六号及び八号

#### 情報通信産業（法第三条第六号）

情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。

#### 情報通信技術利用事業（法第三条第八号）

情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。

#### 沖繩振興特別措置法施行令第三条（上記「その他政令」）

法第三条第八号の政令で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とする。

- 一 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの
  - イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
  - ロ 新商品の開発、販売計画の作成その他の業務の実施に必要な基礎資料を得るためにする市場調査その他の調査の業務
  - ハ 顧客の従業員の勤務の状況の記録、顧客の従業員の給与の計算及び記録、顧客の会計帳簿の作成その他のこれらに類する定型的な業務であって、複数の顧客からの委託を受けて行うもの
- 二 前号の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

## (3) 公募目的と入居期間

### 【公募目的】

情報通信産業企業の誘致・・将来性、発展性が期待できる企業を誘致し、本市の経済活性化と雇用拡大を図る。

### 【入居期間】

入居日から最長5年とし、定期建物賃貸借契約（定期借家契約）を締結する。

また、当施設に入居している企業については、施設内移転を1回限り認め、移転後から最長3年の定期建物賃貸借契約を締結する。

※定期建物賃貸借契約とは、契約で定めた期間の満了により、更新することなく確定的に契約が終了する契約のことを言います。

## 2. 申込方法

### (1) 入居申込書類

入居を希望する者は、以下の書類一式を1部ずつファイルに綴じ、正本1部・副本9部の合計10部を公募期間内に市に提出するものとする。(副本については正本の複写で可)

※提出書類については仕切り紙にインデックス貼り付けの上、下記の書類名をインデックスに記載してください。

①宜野湾ベイサイド情報センター入居申込書(様式1号)

②事業計画書(様式第2号)

③会社概要書(営業案内書等)

④定款

⑤履歴事項証明書(会社法人用)

⑥完納証明書(法人市民税、固定資産税)

※「完納証明」とは市税の滞納が無いということの証明です。

⑦その他市長が必要と認める書類

・財務諸表(直近3ヵ年の決算報告書)

※決算期が3年に満たない場合は、会社設立後の決算分で結構です。

・直近の法人市民税納税証明書(税額の記載があるもの)

※別途、追加で資料提出を求める場合あり

### (2) 公募期間および提出方法

**【公募期間】** 令和7年6月16日(月)～令和7年7月17日(木)

※上記公募期間内に公募企業が不足している場合は、公募期間の延長又は再公募を行うことがあります。

**【提出方法】** 下記提出先への直接提出、又は郵送

(令和7年7月17日(木)必着)

- ・メール、FAXでの提出は受け付けません。
- ・郵送の場合は、記録が残る送付方法(簡易書留等)で提出することとし、上記受付期間必着とします。
- ・直接提出の場合は、土日・祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時15分(ただし、正午から午後1時は除く)までとします。

### (3) 提出先

宜野湾市役所 別館2階 市民経済部 産業政策課 商工振興係  
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1丁目1番1号  
TEL 098-893-4464(内線2821)

### 3. 入居企業の選定

入居企業の選定は、「宜野湾ベイサイド情報センター入居企業検討委員会」に諮り、次の選定基準により入居の可否について審査します。

#### (1) 選定基準と審査のポイント

選定基準については、以下の項目について審査を実施します。

##### ①入居企業としての適性

・業務内容、組織形態、定款、公序良俗に反する活動を行っていないか等を審査

##### ②市民の雇用創出

・市民の雇用及びそれが期待できるか等を審査

##### ③市の経済活性化

・入居することにより本市にどのような経済効果をもたらせるか、市内企業との連携等の具体的な計画があるか等を審査

##### ④人材育成

・人材育成の方針や計画、実績等の有無を審査

##### ⑤将来性、発展性

・収支状況や事業計画等から安定性があるか、将来性、発展性を期待できるかを総合的に審査

#### (2) 審査から決定までのスケジュール

応募締め切り	令和7年7月17日（木）
一次選考（書類審査）	随時
二次選考	令和7年8月21日（木）
入居企業決定	2次選考日から1週間～10日程度以内
契約・入居	入居許可の決定通知から30日以内

※ 一次選考（書類審査）通過企業にのみ、二次選考への案内を送付します。

※ 二次選考にてプレゼンテーション及び質疑応答による審査・選定を行います。  
また、二次選考では対面型またはリモート型の2種類から選択できますので、書類提出時にご希望の方法をお伝えください。

※ プレゼンテーション及び質疑応答については、代表者及び担当者にて対応をお願いいたします。

※ 入居の可否については、決定後1週間～10日程度以内に通知します。

※ 選考内容についてのお問い合わせには一切応じません。

※ 入居決定後に入居拒否をされぬよう十分に検討してお申込みください。

■本募集要項に関するお問い合わせ

宜野湾市役所 市民経済部 産業政策課 商工振興係（担当 内間）  
電話番号：098－893－4464（内線 2821） FAX:098－893－4410  
e-mail：Shimin07@city.ginowan.okinawa.jp

■施設見学や施設設備等のお問い合わせ

宜野湾ベイサイド情報センター  
電話番号：098－942－8415（担当 施設担当者）  
URL：http://www.gbic.jp/  
受付時間：10時～18時（平日のみ）